

京都市告示第520号

生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による医療支援給付のための医療及び施術を担当する機関から、生活保護法第50条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

平成31年1月10日

京都市長 門川大作

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
安藤クリニック	北区小山板倉町50番地	平成30年11月30日
田中州鶴医院	中京区壬生松原町54-46	平成30年7月31日
篠原歯科医院	中京区壬生西土居ノ内町41	平成30年12月20日
後藤歯科医院	東山区正面通本町東入茶屋町509	平成30年11月30日
平塚薬局 北白川	左京区北白川下別当町34番地2	平成30年11月10日

医療機関休止

名 称	所 在 地	休止年月日
小泉歯科医院	伏見区向島二ノ丸町151の40	平成30年10月31日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)